

消防団協力事業所に認定

恵庭市が表示証交付



認定事業所が表示証を受け取る街道社長（左）

社長が市役所の原田裕市長を訪問し、表示証と認定通知書を受け取った。

消防団協力事業所は、消防団活動に協力的で、地域の防災体制強化に貢献している企業を消防庁や自治体が認定するもの。認定された事業所は交付された表示証を社屋に掲示したり、インターネットのホームページや宣伝物（パンフレットなど）で認定マークを公開したりできる。

同社は、所有する機材や人員などを活用し、災害時に無償で市消防に協力する協定を10月に締結。「地域の消防防災体制の充実強化に寄与している」との認定要件を満たしたとして、新たに協力事業所に加えられた。

街道社長は「今年で創業35周年を迎え、お世話になってきた方々に何か協力したいと

思い、普段、現場で使っている機材を災害時に活用できるのではないかと提案させていた。お役に立てるよう一生懸命やらせていたのだ」と社会貢献への強い意欲を表した。

恵庭市の認定事業所は同社

を含めて5社。認定には4種類の要件があり、同社のほか4社は「消防団員2人以上を有する」ことで認定を受けている。防災体制への協力で認定を受けたのは、市内では同社が初めて。

恵庭市はこのほど、街道建設（街道克之社長）＝戸磯一＝が表示証を交付した。街道